

う。)についても適用がある場合において、同項に規定する特定外国配当等(以下この条において「特定外国配当等」という。)であつて同項に規定する限度税率(以下この条において「限度税率」という。)を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する第三十一条の第一項若しくは第二項、第三十一条の八又は附則第五条の二の規定の適用については、当該限度税率が当該特定外国配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該特定外国配当等につきそれ適用される限度税率による。

2 租税条約が住民税にても適用がある場合において、県民税の納稅義務者が支払を受ける特定外国配当等であつて住民税の免除を定める当該租税条約の規定の適用があるものについては、第二十条第三項第五号及び第六号並びに第三十一条から第三十一条の十一の規定は、適用しない。

3 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第三条の二の第四項に規定する条約適用利子等については、第二十三条及び第二十五条の規定にかかるわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)を乗じて計算した金額に相当する県民税の税率(以下この項第一号の規定により読み替えた第二十四条の規定の適用がある場合には、その適用後(以下この項において「適用後」といふ。)の金額)に百分の五の税率から限度税率を控除して得た率に五分の一を乗じて得た率(当該納稅義務者が前項の規定の適用を受ける場合には、百分の一の税率)を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課す。

4 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十四条の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額」である。

二 附則第五条の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十四条の四第三項の規定による県民税の所得割の額」と、同条各号中「課税所得金額」とあるのは、課税総所得金額及び附則第十四条の第四項に規定する条約適用利子等の額(同条第四項第一号の規定により読み替えて適用される第二十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額」とする。

三 附則第三条の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山

林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第十四条の四第三項に規定する条約適用利子等の額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは、「適用した場合の所得割の額並びに附則第十四条の四第三項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第二号及び第三号中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十四条の四第三項の規定による県民税の所得割の額」とする。

四 附則第十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同項中「除く。」の額並びに附則第十四条の四第三項の規定による県民税の所得割の額」とあるのは、「所得割の額」と、「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十四条の四第五項に規定する条約適用配当等に係るものの及び附則第十四条の四第三項の規定による県民税の所得割の額」とする。

五 附則第十四条の四第三項の規定による県民税の所得割の額(当該合計額百円未満の端数があるとき、又は当該合計額)とする。

六 附則第十四条の四第五項の規定による県民税の所得割の額(当該合計額百円未満の端数があるとき、又は当該合計額)とする。

七 附則第十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同項中「除く。」の額並びに附則第十四条の四第五項の規定による県民税の所得割の額」とあるのは、「所得割の額」と、「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十四条の四第五項に規定する条約適用配当等の額」とする。

八 附則第十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同項中「除く。」の額並びに附則第十四条の四第五項の規定による県民税の所得割の額(当該合計額百円未満の端数があるとき、又は当該合計額)とする。

九 附則第十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同項中「除く。」の額並びに附則第十四条の四第五項の規定による県民税の所得割の額(当該合計額百円未満の端数があるとき、又は当該合計額)とする。

十 附則第十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同項中「除く。」の額並びに附則第十四条の四第五項の規定による県民税の所得割の額(当該合計額百円未満の端数があるとき、又は当該合計額)とする。

十一 附則第十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同項中「除く。」の額並びに附則第十四条の四第五項の規定による県民税の所得割の額(当該合計額百円未満の端数があるとき、又は当該合計額)とする。

十二 附則第十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同項中「除く。」の額並びに附則第十四条の四第五項の規定による県民税の所得割の額(当該合計額百円未満の端数があるとき、又は当該合計額)とする。

十三 别表を削る。

## 第二条 奈良県税条例の一部を次のように改正する。

附則第十四条の四第四項中第四号を削り、第三号を第四号とし、同項第二号中「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第二号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十六条の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは、「所

得割の額及び附則第十四条の四第三項の規定による県民税の所得割の額」とする。

7 第五項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十四条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十四条の四第五項に規定する条約適用配当等の額」とする。

二 附則第五条の規定の適用については、同条中「配当等に係るもの」とあるのは、「配当等に係るもの及び附則第十四条の四第五項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十四条の四第五項に規定による県民税の所得割の額」とあるのは、「所得割の額」と、「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十四条の四第五項に規定する条約適用配当等に係るもの」とする。

三 附則第十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条中「除く。」の額並びに附則第十四条の四第五項の規定による県民税の所得割の額」とあるのは、「所得割の額」と、「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十四条の四第五項に規定する条約適用配当等に係るもの」とする。

四 附則第十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条中「除く。」の額並びに附則第十四条の四第五項の規定による県民税の所得割の額」とあるのは、「所得割の額」と、「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十四条の四第五項に規定する条約適用配当等に係るもの」とする。

五 附則第十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条中「除く。」の額並びに附則第十四条の四第五項の規定による県民税の所得割の額(当該合計額百円未満の端数があるとき、又は当該合計額)とする。

六 附則第十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条中「除く。」の額並びに附則第十四条の四第五項の規定による県民税の所得割の額(当該合計額百円未満の端数があるとき、又は当該合計額)とする。

七 附則第十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条中「除く。」の額並びに附則第十四条の四第五項の規定による県民税の所得割の額(当該合計額百円未満の端数があるとき、又は当該合計額)とする。

八 附則第十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条中「除く。」の額並びに附則第十四条の四第五項の規定による県民税の所得割の額(当該合計額百円未満の端数があるとき、又は当該合計額)とする。

九 附則第十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条中「除く。」の額並びに附則第十四条の四第五項の規定による県民税の所得割の額(当該合計額百円未満の端数があるとき、又は当該合計額)とする。

十 附則第十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条中「除く。」の額並びに附則第十四条の四第五項の規定による県民税の所得割の額(当該合計額百円未満の端数があるとき、又は当該合計額)とする。

十一 附則第十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条中「除く。」の額並びに附則第十四条の四第五項の規定による県民税の所得割の額(当該合計額百円未満の端数があるとき、又は当該合計額)とする。

十二 附則第十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条中「除く。」の額並びに附則第十四条の四第五項の規定による県民税の所得割の額(当該合計額百円未満の端数があるとき、又は当該合計額)とする。

十三 别表を削る。

## 第二条 奈良県税条例の一部を次のように改正する。

附則第十四条の四第四項中第四号を削り、第三号を第四号とし、同項第二号中「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第二号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十六条の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは、「所

得割の額及び附則第十四条の四第三項の規定による県民税の所得割の額」とする。

つては、「三分の二」を「五分の二」に、「百分の一・六」を「百分の二」に、「百分の一・二」を「百分の一・二」に改め、同条第七項中第四号を削り、第三号を第四号とし、同項第二号中「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第三号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

二 第二十六条の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十四条の四第五項の規定による県民税の所得割の額」とする。

**附 則**

(施行期日)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中奈良県税条例第三十二条の四第二項の改正規定及び同条例附則第十四条の三の次に一條を加える改正規定 公布の日

二 第一条中奈良県税条例第三十八条の四の改正規定及び同条例附則第八条の五の改正規定並びに附則第五条の規定 平成十八年七月一日

三 第一条中奈良県税条例第三十条の四の改正規定、同条例附則第七条の改正規定、同条例附則第十四条第二項の改正規定（「除く。」）の下に「その他施行令で定める事由により交付を受ける施行令で定める金額」を加える部分に限る。）及び同条例別表を削る改正規定並びに附則第二条第一項の規定 平成十九年一月一日

四 第一条中奈良県税条例第二十四条及び第二十六条の四の改正規定並びに附則第二条第三項の規定 平成二十年一月一日

五 第一条中奈良県税条例附則第十四条の四第五項の改正規定 平成二十一年四月一日

六 第一条中奈良県税条例第五十七条第一項第三号ア(1)の改正規定 道路運送法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十号）の施行の日

(県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の奈良県税条例（以下「新条例」という。）第二十五条第一項、第二十六条、附則第五条、附則第六条第二項、附則第十二条第二項、附則第十四条第一項並びに附則第十四条の二第一項の規定は、平成十九年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお從前の例による。

第五項に定めるものを除き、なお從前の例による。

2 新条例の規定中分離課税に係る所得割（新条例第三十条の二の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）に関する部分は、平成十九年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新条例第三十条の二に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

3 新条例第二十四条の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 所得割の納稅義務者が、平成十九年以後の各年において、平成十八年十一月三十一日までに締結した長期損害保険契約等（地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）附則第五条第五項に規定する長期損害保険契約等をいう。）に係る損害保険料（地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第一百一十六号）第三十四条第一項第五号の三に規定する損害保険料をいう。）を支払った場合には、新条例第十四条の規定により控除すべき地震保険料控除額は、同条の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同条の規定を適用する。

5 新条例第三十条第一項第一号の規定は、平成十九年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費から適用し、平成十八年度以前の年度分の個人の県民税（同年度以前において賦課決定されたものに限る。）に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。

6 新条例第三十条の適用については、平成十九年度及び平成二十年度において賦課決定をされた個人の県民税に限り、同条第一項第一号中「三千円」とあるのは、「四千円」とする。

7 第二条の規定による改正後の奈良県税条例第十四条の四第五項の規定は、平成二十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

アに掲げる金額を超えるか、当該納稅義務者の平成二十年度分の個人の県民税に係る合計課税所得金額、新条例附則第十二条第一項に規定する課税長期譲渡所得金額、新条例附則第十三条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額、新条例附則第十四条第一項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、新条例附則第十四条の四第三項に規定する条約適用利子等の額（同条第四項第一号の規定により読み替えて適用される新条例第二十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び新条例第十四条の四第五項に規定する条約適用配当等の額（同条第六項第一号の規定により読み替えて適用される新条例第二十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額が、新条例第二十六条第一号ア又は第二号アに掲げる金額を超えないものについては、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額（地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）附則第十二条第一項第一号に掲げる金額に満たない場合においては、当該控除して得た金額から同項第一号に掲げる金額から同項第一号に掲げる金額を控除した金額を差し引いた金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）を、新条例の規定中所得割に関する部分を適用した場合における当該納稅義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から減額する。

一 当該納稅義務者の平成十九年度分の新条例第二十五条の規定による所得割の額から新条例第二十六条の規定による控除額を控除した金額

二 当該納稅義務者の平成十九年度分の個人の県民税に係る新条例第二十五条第一項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき第一条の規定による改正前の奈良県税条例第二十五条第一項の規定を適用して計算した所得割の額

2 奈良県税条例の一部を改正する条例（平成十七年六月奈良県条例第三号）附則第二条第五項の規定のある場合における前項の規定については、同項中「零とする。」とあるのは「零とする。」の三分の二に相当する金額と、「新条例の規定中所得割に関する部分を適用した場合における当該納稅義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額」とあるのは「奈良県税条例の一部を改正する条例（平成十七年六月奈良県条例第三号）附則第二条第五項の規定による所得割の額」